

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-----------------------|
| 4 | 固定資産税賦課に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東員町は、固定資産税賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東員町長

公表日

令和3年8月27日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--|--|
| ①事務の名称 | 固定資産税賦課に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>地方税法等の法律に基づく、以下の固定資産税賦課に関する事務は、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。</p> <p>【当初賦課事務】</p> <ul style="list-style-type: none">・土地、家屋及び償却資産の所有者として、登記簿又は課税台帳に登録されている者に対して、固定資産税額を計算し賦課する。・固定資産に対する税額が発生した納税義務者に対して納税通知書を作成、発送する。 <p>【賦課更正事務】</p> <ul style="list-style-type: none">・当初賦課後に固定資産の内容に誤りがあった場合、賦課の決定内容を変更して納税義務者に通知する。 <p>【証明書発行事務】</p> <ul style="list-style-type: none">・評価証明書、公課証明書等の発行を実施する。 <p>【減免事務】</p> <ul style="list-style-type: none">・固定資産税の減免に関する申請を受け付ける。 |
| ③システムの名称 | 宛名・口座システム、固定資産税システム、家屋評価システム、GISシステム、eLTAXシステム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| (1) 宛名・口座特定個人情報ファイル (2) 固定資産税特定個人情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項及び別表第一16の項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの):27の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 税務課 |
| ②所属長の役職名 | 税務課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 総務課 511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600 0594-86-2800 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 税務課 511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600 0594-86-2801 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和3年3月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和3年3月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | | |
|--|--|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|-------------------|--|--|------|--|
| 平成28年12月22日 | 5の②所属長 | 税務課長 伊藤 通教 | 総務部税務課長 石垣 博康 | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | 1の②事務の概要 | <p><中間サーバー・番号連携サーバにおける事務の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(番号連携サーバ要件) ・番号法別表第2に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(番号連携サーバ、中間サーバー要件) | | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | 1の③システムの名称 | 宛名・口座システム、固定資産税システム、家屋評価システム、GISシステム、eLTAXシステム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー | 宛名・口座システム、固定資産税システム、家屋評価システム、GISシステム、eLTAXシステム | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | 4の①実施の有無 | 実施する | 実施しない | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | 5の①部署 | 総務部税務課 | 税務課 | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | 5の②所属長 | 総務部税務課長 石垣 博康 | 税務課長 | 事後 | 様式改正に伴う変更 |
| 平成31年4月1日 | I 関連情報7の請求先 | 総務部総務課 511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600 0594-86-2800 | 総務課 511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600 0594-86-2800 | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | I 関連情報8の連絡先 | 総務部税務課 511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600 0594-86-2801 | 税務課 511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600 0594-86-2801 | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | II ときい値判断項目1の対象人数 | 平成27年7月1日 時点 | 平成31年3月1日 時点 | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | II ときい値判断項目2の取扱者数 | 平成27年7月1日 時点 | 平成31年3月1日 時点 | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | IV リスク対策 | - | 項目追加 | 事後 | 様式改正に伴う変更 |
| 令和3年4月1日 | II ときい値判断項目1の対象人数 | 平成31年3月1日 時点 | 令和3年3月1日 時点 | 事後 | |
| 令和3年4月1日 | II ときい値判断項目2の取扱者数 | 平成31年3月1日 時点 | 令和3年3月1日 時点 | 事後 | |
| 令和3年8月27日 | I 4②法令上の根拠 | 番号法第19条7(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 | 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 | 事前 | 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布に伴う番号法の改正(令和3年9月1日施行) |